宮城県塩竈市

指名停止措置一覧

最終更新：R8.11.11

指名停止事業者の名称	指名停止期間		措置要件	指名停止理由
株式会社 J-BISメンテナンス	令和8年11月11日～令和9年7月10日	8か月	独占禁止法違反行為 (2か月以上24か月以内)	当該業者らは、遅くとも令和３年９月２７日以降、関東地区に所在するマンションの管理組合が設計コンサル業者である株式会社リノシスコーポレーション又は株式会社翔設計に委託した上で発注する大規模修繕工事について、受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、当該取引分野における競争を実質的に制限していたとして、令和８年９月２８日付けで独占禁止法違反により公表されたもの。 このことは、本市競争入札参加資格登録業者指名停止要綱第２条に規定する別表措置要件第１３項（独占禁止法違反行為）に該当するため。
宮城機工建設 株式会社	令和8年11月11日～令和9年6月10日	7か月	契約違反等 (1か月以上12か月以内)	当該業者は、土木課発注の「令８－単　母子沢町側溝改修工事」において、主任技術者の体調不良により、工事現場に新たな主任技術者の配置ができなくなったことから契約解除の申し入れがあったもの。 このことは、本市競争入札参加資格登録業者指名停止要綱第２条に規定する別表措置要件第５項（契約違反等）に該当するため。